

# 北海道行政書士会

# 札幌支部 支部だより

2019

No. 153

Summer

夏

コスモスサプリ

無料  
相談日

毎月 第3水曜

要予約

011-271-0773

北海道行政書士会 札幌支部

札幌支部だより



令和初の会報をお届けします。先日行われた札幌支部総会報告や新たな執行部の紹介だけでなく、「働き方改革」など、フレッシュな記事をどうぞお読みください。



## もくじ

contents

支部長挨拶	2
各部紹介	3~5
総会まとめ	6
来賓の祝辞	7
主な質問・要望事項及び答弁	8
民泊総合窓口報告 / 建築基準法改正	9

特集 働き方改革 ABC	10
セミナー報告 / 三支部合同研修会	
支部会員交流会	11
事務局からのお知らせ / 編集後記	12

# 支部長 挨拶

## 平成31年度 令和元年度支部会務執行にむけて

支部長 酒 勾 桂 子

支部会員の皆様 日頃より支部事業に対し、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

去る5月7日定時総会において、平成31年度・令和元年度事業計画及び予算、並びに支部長二期目の承認をいただきました。令和時代の始まりに、たいへん気の引き締まる思いを感じております。

今年度総会での質疑応答で強く印象に残っているのは、受託事業に対する本会と支部の連携のあり方です。建設業相談員、自動車登録、民泊申請と受託事業のメニューが増えました。今後どのように委託先からの要望に応えていくべきか、真摯な検討が必至です。委託先からの情報収集、担当会員との情報共有、支部の適切な研修会企画、担当会員の自己研鑽等を並行して行っていかなければならないと思います。一人ひとりの相談対応力向上が委託先や相談者との信頼関係構築・維持に不可欠であり、現在最優先課題と認識しているところです。支部では今年度より新しく編成された業務企画部がその中心になりますが、支部役員総力体制で横断的に対処していく所存です。研修会では、経験豊富な会員の方々に講師をお願いする事もございます。どうぞその際はご協力をよろしくお願いいたします。

さて、昨年ニュース報道で一番大きな驚きだったのは、外国人労働者の受入れ拡大に向けた改正出入国管理法でした。今後5年間で34万5千人の外国人労働者を受入れ、国民生活に身近な介護や建設分野もその対象となりました。今後私達の日常生活は、外国の方々と地域社会で一緒に働くというよりも、ごく自然に地域社会で一緒に暮らすという感覚になるのではと思います。

この社会情勢の中、またとないタイミングで7月12日（金）日行連主催による新規の行政書士申請取次事



(左から) 後列：堀川副支部長、野口副支部長  
前列：成田副支部長、酒勾支部長、三浦副支部長  
欠：松山副支部長

務研修会が札幌市で開催されました。支部ではこの新規対象の講習会後にフォローアップの効果を考え、入管業務実務研修会（4回シリーズ：8月上旬～9月中旬開催）研修テーマ「入管業務の基礎」「就労系在留資格」「国際結婚」「永住許可申請と帰化許可申請」を予定）を企画しているところです。新入会員の方、申請取次事務にご興味のある方は、是非この支部実務研修会にご参加ください。研修も重要ですが、この分野で活躍されている先輩会員との情報交換が期待できずし、業務仲間を作る絶好の機会となることでしょう。

また、地区連絡会各区には、昨年度同様に各区独自で企画活動できる研修・セミナー予算を計上しております。残念ながらこの2年間まだ活動報告がございません。今年度は、地区連絡会と支部の協同による合同セミナー等を開催し、地区連絡会の活性化、会員との交流を図っていきたく思っております。

総会議案書の今年度会務執行方針と立候補所信でお伝えいたしましたとおり、札幌支部は会員数が1,000名に迫り全国からも注目されるマンモス支部に成長しました。札幌圏人口200万人を抱え、北海道の行政・経済産業の中核に位置するたいへん恵まれた社会環境にあります。今後も会員数は伸びていくと思われま。常に「会員一人ひとりと近い支部であること」を強く意識し、支部役員一丸となって会務執行してまいります。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

### 酒勾支部長 Profile

**出身地**  
：小樽市

**登録年**  
：平成15年9月19日  
北海道行政書士会入会  
：平成28年3月15日  
特定行政書士登録

**表彰**  
：平成26年5月23日  
北海道行政書士会会長表彰

これまでの主な役職

本会役員歴	平成19年度～平成20年度	研修部研修委員会委員
	平成21年度～平成22年度	広報部会報HP委員会委員
	平成23年度～平成24年度	広報部長
	平成25年度～平成26年度	広報部長
	平成27年度～平成28年度	業務企画部次長
	平成29年度～平成30年度 令和元年度～	業務企画部次長 法規監察部理事
支部役員歴	平成19年度～平成22年度	総務部理事
	平成23年度～平成24年度	総務部長
	平成25年度～平成26年度	総務部長
	平成27年度～平成28年度	副支部長（平成28年度総務部長兼務）
	平成29年度～平成30年度	札幌支部長
	令和元年5月7日	札幌支部長再任

## 各部紹介 ①

## ❖ 総務部



(左から)  
後列：野口担当副支部長  
前列：佐藤理事、橋本部長、紺野副部長  
欠：山本理事

総務部は橋本奈津子部長、山本淳一理事、佐藤朋子理事、紺野裕和副部長の4名体制です。前期も総務部理事だった橋本部長、山本理事のベテランお二人と、今期新たに理事に加わった佐藤理事、前監察広報部理事の紺野副部長が担当します。総務部の担当副支部長は野口哲郎副支部長です。

総務部の主な仕事は、札幌支部会員交流会や研修部と協力して実施する札幌支部新春セミナー・札幌支部新年交礼会の企画運営、FAXでお届けしている「かわら版」の発行、支部の諸規則等の整備、定時総会の進行、支部事務局の運営に関わる様々な業務になります。

特に企画する私たちも楽しみにしている支部会員交流会は「顔の見える札幌支部」を目的にしており、ベテラン・新人を問わず、会員同士の交流を深めることができる企画を考えます。忙しい業務の合間に行政書士仲間と過ごす、ホッとできる時間になれば幸いです。

総務部の仕事は、会員の皆さまの目に直接触れる機会が少ないかもしれませんが、総会で承認していただいた事業計画に則り、力を合わせて着実に取り組みます。ご理解、ご協力の程よろしくお願いたします。

## ●この場を借りて、総務部からお知らせがあります。

9月7日(土)に小樽支部が幹事の「旭川・小樽・札幌三支部合同研修会」が開催されます。また、10月5日(土)に札幌支部会員交流会を開催します。どちらも、支部会員はどなたでもご参加いただけます。皆さまのご参加、お待ちしております！

※詳細は支部会報や支部ホームページで追ってお知らせいたします。

## ❖ 財務部



(左から)  
後列：宮元理事  
前列：浦野部長、三浦担当副支部長、山田副部長

今年度の財務部は、部長 浦野郁美、副部長 山田めぐみの2人態勢ですが、財務部担当の三浦勝也副支部長にお力添えをいただきながら、予算執行状況の把握、日々の経理作業の確認を行い、中間監査等を経て年度末には決算と予算案を作成するという業務を行ってまいります。

現在札幌支部は、会員の皆様から支部会費を徴収しておりません。北海道会からの交付金等と、札幌支部で開催する研修会の資料代、北海道収入証紙売りさばき手数料を主な財源として、様々な活動を行っております。

今年度より、札幌支部の体制が4部制から6部制に変わり、各部の活動が今まで以上に活発に行われる予定です。財務部といたしましては、これらの活動が予算に応じて適正に執行されているのかを正確に把握し、各部への確かな情報提供を行ってまいりたいと考えております。

## ●札幌支部の重要な財源となっている北海道収入証紙は、下記で販売しておりますので、是非ご利用ください。

札幌支部事務局	札幌市中央区北1条西8丁目
中央東出張所(SATO行政書士法人内)	札幌市東区北6条東2丁目3-1
北出張所(P・R・O行政書士法人内)	札幌市東区北30条東1丁目2-3
厚別出張所(行政書士鳥井茂事務所内)	札幌市厚別区厚別中央3条1丁目12-1
東出張所(行政書士法人高橋事務所内)	札幌市東区北30条東1丁目3-2

\*ご購入の際は、購入希望日の前日15:00までに電話またはFAXにてご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

## 各部紹介 ②

## ❖ 監察広報部



(左から)  
後列：藤岡理事、横内理事、吉田会報編集長  
前列：越智部長、成田担当副支部長、高橋理事  
欠：渡部理事

一般的に広報と聞けば、さぞクリエイティブな部署と思われるがちですが、当監察広報部は年4回の「会報発行」と毎月1回の無料相談会開催、北海道会より依頼のある相談会への相談員派遣、セミナー等への講師派遣、行政書士記念日及び広報月間対応などが主なものです。また社会貢献的広報活動として寄付や交通安全運動、さらにマスメディア広報（ラジオCM放送・地下鉄等での広告掲載など）も適時行ってきました。

昨年末のアンケート調査によれば、マスメディアを利用しての広報を希望する会員78名（複数回答）、お金をかけない広報活動を希望する会員19名で、限りある予算の使い方は毎年の各部の課題です。

本年度は特に、

①総会議案書の会務執行方針にあります、支部としての「法教育・社会貢献活動」の展開

②関連団体等との連携において、日本行政書士会連合会及び北海道会が行う法教育や行政書士制度の広報活動に参加・協力することで、総合力を強化

③年4回発行する「支部だより」は前期同様、会員の目に留まる会報を目指し、そして更なる充実を考えております。

行政書士制度・業務への理解・認知の浸透において、今必要な広報、将来に繋がる監察広報は何ぞやと、自問しつつ会務を進めてまいります。そのためには、会員の皆さまのご助言と叱咤が必須です。横の写真がとても心配ですが、お声を掛けていただき、支部監察広報部に一助を賜ります事を、心よりお願いする次第です。

## ❖ 綱紀法務部



(左から)  
数下副部長、中山部長、堀川担当副支部長

今年5月1日午前0時から新元号が「令和」に変わりました。

その直後に行われた5月7日の定時総会において、新たに「綱紀法務部」の事業計画が承認され、担当副支部長と部員2名の「少数精鋭？」のスタートになりました。

今後の運営においては、支部長をはじめ各部のご協力をいただかなければなりません。

○昨年、平成30年度の定時総会において「支部規則の一部改正について(支部6部制への移行)」が可決されました。

そこには、監察広報部が綱紀事案に対応していたが、案件が増加傾向にあり迅速な対応と慎重かつ適切な調査、さらに予防活動も必要であることから専門人員の確保が肝要であると考え「綱紀法務部の新設を求める。」とあります。(内容を要約しています。)

また、支部事業を行うにあたり法令等について確認を要する場合に、調査し助言を行う法規部門としての役割を担うことも視野に入れている。とあります。(内容を要約しています。)

○今年度の定時総会において「綱紀法務部」は、

1 綱紀事案等の予防と対応 / 2 関係諸法令についての調査及び助言 の2本柱でスタートいたします。予防を前提とした研修会等や会報を利用した啓発活動に力を注いでいきます。

発生事案については、迅速かつ慎重な調査を行い、適切な情報管理を北海道会と共有しながら解決に向けて努力いたします。

## 各部紹介 ③

## ❖ 業務企画部



(左から)

後列：深林理事、羽賀理事、浅野副部長

前列：渡辺理事、長島部長、舩水理事

欠：松山担当副支部長

業務企画部は研修部と分かれ、今後は業務分野確立及び新規事業開拓にむけた活動を行う部として活動していきます。現在は主に以下の事業を行っています。

- 1 建設業相談員制度の運営：長年続いている受託業務です。相談員のフォローアップ研修の実施、新規相談員の育成、石狩振興局とのより良好な関係づくりが大事と考えています。相談員の皆様とともに、実りある活動をしたいと思っています。
- 2 民泊受付窓口業務への会員派遣：今年度より札幌市の住宅宿泊事業（民泊）の受付窓口業務の一部を行っています。民泊は行政書士申請が少しずつ増えているようです。本業務は新規受託業務であり、まずは運営体制の確立を図ります。
- 3 自動車登録相談会への協力：北海道会では受託業務である自動車登録無料相談窓口への対応を目的に相談員制度化の方向で動いています。支部では業務の間口が広くかつ深い自動車関係業務に

おいて、相談への対応は幅広い知識が求められるため、より実務的・実践的な研修を企画する予定です。また、運輸支局側とも現場での要望・意見等について協議していきます。

- 4 札幌市の創業支援等事業への参画：札幌市の創業支援等事業実施機関として一般市民向け創業セミナー開催を行っています。市民の皆様へ創業といえば行政書士と思って頂けるよう充実したセミナーを展開したいと考えています。

各事業の持つ課題に向き合い、地道に進めていきたいと思っています。様々な場面で皆様にご協力をお願いすることがあると思います。その際にはどうかお力添えをお願い致します。

## ❖ 研修部



(左から)

後列：坂之井理事、佐藤理事、嶋村理事、小森理事、野口担当副支部長

前列：三國副部長、長谷川部長、今井理事

今年度より札幌支部は6部制となり、従来の業務企画部から独立して研修部が新たに創設されました。研修部の基本的な事業は、①支部研修会の実施、②北海道会との連携研修の検討、③研修講師登録制度の検討、④新春セミナーの実施、⑤研修会資料の販売となります。

②③の検討事項については、北海道会と協議及び支部理事会にて検討して参ります。④については、令和2年1月の開催に向け、計画立てて進めていきます。また、⑤については、支部会員の業務の一助となるように行って参ります。①については、研修部の根幹をなす事業となります。ご承知のとおり行政書士（会員）には、研修を受け、その資質の向上を図る努力義務が行政書士法13条の2に規定されています。ただし、支部会員の皆様が研修を受けるように努

めていただいても、受講した研修の内容が、資質を向上できるようなものでなければ上記規定を遵守した事にはならないと考えております。札幌支部では、従来からの行政書士業務の基盤となる許認可業務や権利義務に関する業務についてはもちろん、法改正や時流にあわせた業務、行政書士としてのコンサルタント業務等の研修を開催し、支部会員の皆様が、資質の向上に繋がるよう、また、法13条の2について、遵守できるよう努めて参ります。

## 平成31年度・令和元年度 札幌支部定時総会報告

5月7日（火）、札幌ビューホテル大通公園 ピアリッジホールBにて北海道行政書士会札幌支部定時総会が開催されました。

質問事項も多岐にわたり、札幌支部に所属する多くの会員が緊張感を持って、行政書士を取り巻く現状や札幌支部の運営について、しっかりとした意見や考えをお持ちであることが伝わってくる総会となりました。

午後1時に嶋田総務部長による開会の挨拶、野口副支部長の挨拶、物故者への黙祷、酒匂支部長による挨拶に続き、ご来賓の北海道石狩振興局副局長 高橋朋江様、北海道行政書士会副会長 菊地淳史様、北海道議会議員 吉川隆雅様より祝辞を頂戴しました。ご来賓の祝辞の要約は、7ページに掲載しておりますのでご覧ください。

その後、議長に札幌市東区の菊地利夫会員、副議長に札幌市中央区の澁田勲会員が選出されました。議事録署名人には江別市の五十嵐拓也会員、札幌市中央区の齋藤奈津恵会員、記録員には札幌市中央区の船本ゆうこ会員が選出されました。

酒匂支部長、嶋田総務部長、三浦財務部長、堀川監察広報部長、吉田業務企画部長から平成30年度の事業報告があり、続いて、河上監事より監査報告がありました。その後、質問要望事項に移り、会員から様々な質問要望が寄せられました。質問要望、質問要望に対する回答については、8ページに抜粋した一覧が掲載されていますのでご覧ください。

続いて役員改選に移り、選挙管理委員長、委員が選出されました。酒匂支部長が再任され、再任された酒匂支部長より、札幌市手稲区の赤塚明美会員、札幌市豊平区の住友秀紀会員が監事に推薦され、賛成多数で選出されました。

最後に、三浦副支部長より、6部制が開始され、新しい事業が実施される二期目の酒匂支部長体制での会務執行への決意とも言える閉会の挨拶で総会は終了となりました。

総会終了後は同ホテル地下2階クレストホールにて懇親会が開催され、会員同士で親睦を深めました。



## 来賓の祝辞（要約）

皆様には日頃より道行政の推進にご理解ご協力頂いておりますことに、厚く御礼を申し上げます。皆様方には生活全般における諸手続きに加え、住民の方々を対象としたセミナーや無料相談会の開催のほか、北海道胆振東部地震の際には、罹災証明の交付申請支援が行われるなど社会貢献活動にも積極的に取り組まれておりますことに、心から敬意を表すとともに感謝申し上げます。

行政手続きにおきましては、新たな在留資格が創設された改正入管法が本年4月1日より一部の規定を除き施行されました。昨年の7月には相続法改正法等が設立し本年1月から段階的に施行されております。制度の改正や社会生活の複雑かつ高度化に伴い、行政手続きのスペシャリストとして皆様に寄せられる期待は大きくなっているものと受け止めているところで

札幌支部の皆様におかれまして、北海道会の会務遂行に向けて日々多大なご尽力を頂き大変感謝しております。

2年前の総会において宮元会長が選任され1期目を終えました。そして2期目の会長立候補者も宮元会長1人で再選が決まっております。この2期目は、1期目に考え、目途とレールを引いた改革を推し進めていくことになると思います。組織力の強化に取り組む、強い決意を持っている宮元会長の手助けと応援を北海道会のダイナモである札幌支部の皆さんが力を貸してあげて成果のあるものにしてあげてお手伝いをしてあ

統一地方選挙におきまして皆様に大きなご支援いただいて3度目の当選させていただきました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

鈴木直道さんという新たな知事を迎えることになりました。道議会、道政もどんな変化が起きていくか非常に楽しみにしているところでございます。

入管法改正など社会的な変化も訪れるこの令和元年だろうと思っております。様々な土業がある中で行政書士の皆様にとって重要だと思うことは、社会的な変化、そして法整備、改正のポイントを捉え、熟知しながら一方では、市民に身近な法律の専門家として、ニーズがどこにあり、様々な法整備によって不都合や不便がどこに生じるのかといったところを捉えていかなければならないと思っております。政治もまたそうい

北海道石狩振興局副局長

高橋朋江氏



ございます。鈴木知事も北海道への思いを繋げる豊かな地域づくりに向け、一人ひとりの希望が叶う地域の創生、健やかに暮らせる医療、福祉の充実、地域を支える交通体系の構築などとともに、一日も早い胆振東部地震災害からの復旧復興、強靱な北海道づくりを進めていく強い思いを掲げているところでございます。

皆様には、道民の架け橋としまして活力ある北海道づくりの実現により一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。北海道石狩振興局長佐藤哲夫代読。

北海道行政書士会副会長

菊地淳史氏



げてください。会務をお手伝い頂いている会員の皆さん、会務は楽しみながら実行して頂きたいと思っております。そして、その会務の活動はまず、ご自分のスキルを磨きキャリアを積むため、次に北海道会、そして北海道会の会員のためであることを望みます。

北海道議会議員

北海道行政書士会札幌支部顧問

吉川隆雅氏



ったことをしっかり行っていかなければならないと思っています。

様々な変化がある中で道民の皆様、市民の皆様がどういったことを望まれているのか、これからも先生方と私共もしっかり意見交換させて頂きながら、変化の多い令和の時代に向かって更に、道民そして市民の皆様のお役にたてるように頑張っていきたいと思っておりますので皆様のご協力をお願い申し上げます。

## 定時総会の主な質問・要望事項

(概要化の文責は会報編集チーム)

### 【1号議案】

#### 質問 【鈴木信宏会員】

札幌支部業務継続計画(案)は、支部執行部等の内部運営を対象にしたものか、被災地の支援等を念頭に置いた計画なのか？

#### 答弁 【嶋田総務部長】

主に内部運営を対象にしたものである。事業計画の優先順位としては、一番に会員の安否確認、二番目に事務局の復旧作業、三番で被災者支援活動という内容であり、まずは支部事務局の復旧が優先事項になっている。今回の業務計画はそこを重点的に書かれた内容である。

#### 質問 【西直人会員】

弁護士が石狩振興局建設指導課に書類を提出し、書類作成及び提出は法律行為であるから弁護士の職域である旨宣言したということを目にした。支部に対して照会したということだが、どのように回答したのか？

#### 答弁 【堀川監察広報部長】

支部として回答するには難しい案件のため、本会へ照会した。本会では、常任理事会の承認の後、会長名で「弁護士は一般の法律事務を扱うことを職務とすると規定されており、官公署に提出する書類の作成も一般法律事務と解される。」という内容の文書が出されている。したがって、建設業許可申請書の作成は、弁護士と行政書士の共同独占業務であるといえる、と回答している。

#### 質問 【鶴間謙会員】

監察活動、広報活動を一体化し綱紀活動について別組織にするように聞いている。もっと職域を確保することに精進してもらいたいが、その覚悟を聞きたい。

#### 答弁 【堀川監察広報部長】

綱紀活動の多くは依頼者からのクレームであり、一つ間違えると全体の信頼失墜ひいては行政書士制度のダメージになる可能性を秘めている。これを防ぐために、綱紀活動を別組織として機能性を持たせることが必要である。監察活動をおろそかにするという意味ではなく、新体制の綱紀法務部は監察広報部からの要請に基づき監察事案にあたっていく。

#### 質問 【西直人会員】

建設業相談員に業務が早い人と遅い人がいる旨言われたという件について、執行部はどのように考えているか？

#### 答弁 【吉田業務企画部長】

今後は振興局との連絡を密にして、全体的な注意喚起だけでなく、個別の注意喚起、研修や相互チェックなどを検討し努めていきたいと考えている。

#### 質問 【西直人会員】

民泊受付窓口派遣した会員の内訳は？また相談件数は何件あったか？

#### 答弁 【吉田業務企画部長】

派遣した延べ17名の会員のうち民泊ワーキンググループの専門員が延べ16名、ワーキンググループの座長たる支部理事が1名である。相談件数は、相談37件、届出の受付は変更届も含め117件だった。

### 【2号議案】

#### 質問 【飛澤勝男会員】

決算報告書の増減欄の数字は、何を求めているのか。現在表示方法は、事業執行体制の努力の姿でなく、予算案が適切であったかどうかの表示であると考ええる。

#### 答弁 【三浦財務部長】

様々な総会での決算報告書の表示方法を確認したが、どちらも正しく間違っていない。どちらの方法でも首尾一貫して表示することが大切である、と考える。今日結論を出すことは出来ないが、財務部として前向きに考えていきたい。

### 【3号議案】

#### 質問 【白井詠二会員】

なぜ、総会費が90万円未満で、理事会費が倍額なのか？内部留保している金員を使用すればいいのではないのか？

#### 答弁 【三浦財務部長】

会場代、議案書の印刷代、発送費用などが含まれ90万円前後で開催できるよう予算設定している。節約したものは研修会やセミナー開催費用等で会員に還元するようにしている。内部留保している金員は、財政調整積立金かと思われるが、最低1年間支部を運営できるよう蓄えており、大規模災害が起きたときにも必要となるので、切り崩してとは財務部としては考えていない。

#### 質問 【所村武彦会員】

今後の地区連絡会方向性について、どう考えているのか？

#### 答弁 【酒匂支部長】

地区連絡会の会則について変更し、各地区で独自の研修会・セミナーが出来るように改定している。支部と地区連が協力して研修・セミナー等企画したいと考えているので、是非ご協力お願いしたい。

### 【4号議案】

#### 質問 【所村武彦会員】

創業塾活動費及び民泊対応活動費を計上した経緯について。

#### 答弁 【吉田業務企画部長】

創業塾については前年度の総会後に札幌市から打診された事業のため、前年は予算化しなかった。民泊対応活動費については業務企画部予算の中の新規事業開拓費として計上していた。今年度は両事業とも、事業として継続する計画なので予算化して計上した。

### 【7号議案】

#### 要望 【古田聖会員】

行政書士会館の出入口に簡易型スロープを用意して欲しい。

#### 答弁 【嶋田総務部長】

本会総会に要望書を提出する。  
(※本要望は本会において対応に向け前向きに検討中)



## 民泊総合窓口報告

平成30年6月15日の住宅宿泊事業法の施行に伴い札幌支部はNTTタウンページ株式会社との間で、同社が札幌市から受託している「札幌市民泊総合窓口」（以下「民泊窓口」）の運営管理業務に関するコンサルティング契約を締結いたしました。同契約は、民泊窓口の担当スタッフに欠員もしくは欠勤が生じる際に、当支部会員が交替で、民泊届出の受付業務や、市民等からの民泊に関する相談対応業務を行うことを主な内容とするものです。

平成31年度においても、民泊窓口の運営管理業務については、昨年度と同様NTTタウンページ株式会社が落札し、現在、当支部と同社間において、改めて民泊窓口の運営管理業務に関するコンサルティング契約を締結致しました。同契約では、民泊窓口に行政書士相談員を常駐させることとなりました。

当支部では、「民泊窓口相談員」として民泊窓口での稼働を希望する会員の名簿を作成し、必要な研修、考査を行い、平成31年4月1日より、札幌市民泊総合窓口に支部会員を毎日配置しております。

実際の業務内容は、窓口での民泊の届出に関する相談、届出書の受付業務、郵送での届出書の受付業務、定

期報告を促す電話掛け等に至るまで多岐にわたります。

連日、異なる支部会員が担当することになるので、引き継ぎ表を作成し、次の日に引き継ぐこととし対応をしています。

行政書士として、札幌市の届出窓口で常駐する事業を受託したことは、当支部として初の試みです。

官公庁への提出書類及び権利義務・事実証明に関する書類の作成、提出手続業務の代理業務の専門家が、届出書類を受ける側に立つことは行政書士の知名度向上、地位向上等に非常に意味があることといえます。そして、非行政書士による代理届出を防止する効果も期待されております。

また、本事業を通じて、札幌市における他の申請窓口においても、行政書士会と札幌市が連携を取れるかどうかという試金石になり得る業務であるといえます。

民泊窓口相談員については、1次募集は終了し、現在20名程度で行っておりますが、今後増員も予定しており、支部会員の皆様におかれましては多くの会員の皆様に積極的にご参加いただきたく、お願い申し上げます。（民泊については、146号、149号、150号、151号にも掲載されております）

## 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）について

既存建築ストックの活用を後押しする改正建築基準法が令和元年6月25日に施行されました。

建築基準法の改正は旅館業法の申請などに影響するものであり、支部会員の皆様におかれましては、業務に直結するものとしてご研究いただきますようお願いいたします。

### 改正の概要

- (1) 密集市街地等の整備改善に向けた規制の合理化  
防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物について、建蔽率を10%緩和するとともに、技術的基準を新たに整備する。
- (2) 既存建築物の維持保全による安全性確保に係る見直し  
既存不適格建築物に係る指導・助言の仕組みを導入する。また、維持保全計画の作成が必要となる建築物等の範囲を拡大する。
- (3) 戸建住宅等を他用途に転用する場合の規制の合理化  
耐火建築物等としなければならない3階建の商業施設、宿泊施設、福祉施設等について、200㎡未満の場合は、必要な措置を講じることで耐火建築物等とすることを不要とする。また、200㎡以下の建築物の他用途への転用は、建築

確認手続きを不要とする。

- (4) 建築物の用途転用の円滑化に資する制度の創設  
既存建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定制度を導入する。また、建築物を一時的に他の用途に転用する場合に一部の規定を緩和する制度を導入する。
- (5) 木材利用の推進に向けた規制の合理化  
耐火構造等としなくてよい木造建築物の範囲を拡大するとともに、中層建築物において必要な措置※1を講じることで性能の高い準耐火構造とすることを可能とする。また、防火・準防火地域内の2m超の門・塀について一定の範囲で木材も利用可能とする。
- (6) 用途制限に係る特例許可手続の簡素化  
用途制限に係る特例許可の実績の蓄積がある建築物について、用途制限に係る特例許可の手続において建築審査会の同意を不要とする。
- (7) その他所要の改正

【国交省 HP】 <https://www.mlit.go.jp/index.html>



## 行政書士が知っておくべき働き方改革ABC

特集

### 「働き方改革」の目指すもの

我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環

境を作ることが重要な課題になっています。

「働き方改革」は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しています。

#### A 時間外労働の上限規制が導入されています！

(施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～)

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。（なお、建設事業、自動車運転の業務、医師については、上限規制の適用が2024年3月31日までの約5年間猶予されます。）

➡ 時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例が厚生労働省HPにアップされています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

#### B 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

(施行：2019年4月1日～)

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

➡ 時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを

整理した資料が厚生労働省HPにアップされています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html)

#### C 正社員と非正規社員間の不合理な待遇差が禁止されます！ (施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～)

同一企業内において、正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

➡ 改正法への対応に向けた手順など、取組の参考となる情報が厚生労働省HPにアップされています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

### ※働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮について

平成31年2月、大企業に時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、中小企業等に無理な発注を行うことが懸念されるため、繁忙期や短納期発注の発生要因の課題が考えられる業界団体に対して、厚生労働省および中小企業庁が、業所管省庁との連名文書により、計1,066団体に対して要請を実施しました。

要請文（働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮について）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000487392.pdf>

（出典：厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>）

## セミナー開催報告

講座名	「今、知っておきたい老後の制度の基礎知識」	日時	令和元年6月7日(金) 13:30~15:00
講師	羽賀 亮介 氏 (札幌支部理事、北海道成年後見支援センター理事)	場所	東老人福祉センター

去る6月7日(金)、東老人福祉センターにおいて北海道成年後見支援センター理事を務める羽賀亮介会員を講師に迎え、「今、知っておきたい老後の制度の基礎知識」と題するセミナーを開催しました。

当日は、最初に行政書士制度や行政書士の仕事について紹介して「行政書士」というもの興味を持ってもらった後に約1時間という短い時間ながら、成年後見制度や遺言、相続についてといった知ってのようで知らない老後の制度について、そのポイント等を幅広く説明しました。

また、本セミナーの中では、平成30年7月6日に成立し令和元年7月1日から本格的に施行された改正相続法にも触れられました。

受講された方は男性の方が多く、講義後に質問を

されたり、セミナー終了後に個別相談されたりするなど熱心に受講されていたのが印象に残りました。

札幌支部では、自治体や行政機関の依頼に応じ、講師派遣を始めとして石狩振興局管内各地でこうしたセミナーを開催しています。



## ★★★ 交流会のお知らせ ★★★

### ◆◆◆ 三支部合同研修会 ◆◆◆

★ 日時：令和元年9月7日(土)

★ 今年は、小樽支部の主催です。

\* 詳細は、決定次第支部ホームページ、「かわら版」等でお知らせします。

### ◆◆◆ 支部会員交流会 ◆◆◆

★ 日時：令和元年10月5日(土)

★ テーマ：「小樽歴史探訪ツアー」

かつて北のウォール街と呼ばれた小樽。

ノスタルジックな街並みを一緒に散策しませんか。

ランチはホテルでのビュッフェ、おみやげにスイーツはいかがでしょう？

たくさんのご参加をお待ちしております。

\* 交流会の参加費は無料です(昼食代は別途)。

\* 交流会終了後札幌市内で懇親会を予定しています(懇親会の費用は別途)。

## 事務局からの報告

## ●入会しました

(入会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1.H31. 3. 1	5901	小野寺 若	中・中央区南4
2.H31. 3. 1	5895	加藤 邦夫	南・南区
3.H31. 3. 1	5897	塩谷 敏能	中・中央区2
4.H31. 3. 1	5898	鈴木 一弘	南・南区
5.H31. 3. 1	5900	荒井 洋二	中・西区1
6.H31. 4. 2	5902	石野 健吾	中・中央区5
7.H31. 4. 2	5903	寶田 伊織	東・豊平区3
8.H31. 4. 2	5904	森田 淳	北・石狩区
9.H31. 4. 2	5907	斉藤 光尚	南・厚別区
10.H31. 4. 2	5908	相澤 和利	南・厚別区
11.H31. 4. 2	5909	佐藤 正己	東・豊平区3
12.H31. 4. 2	5910	岩永 学	東・豊平区2
13.R 1. 5. 1	5911	田村 悠	中・西区2
14.R 1. 5. 1	5912	藤原 正明	南・江別区
15.R 1. 5. 1	5913	細田 健一	中・中央区5
16.R 1. 5. 1	5915	高橋 豪	中・中央区2
17.R 1. 5. 1	5916	小島 史資	北・北区1
18.R 1. 5. 1	5917	阿部 政友	東・豊平区1
19.R 1. 5. 1	5919	加藤 亜惟	北・北区3
20.R 1. 5. 1	5923	豊川 誠人	中・中央区2
21.R 1. 5. 1	5924	齊藤 大	中・中央区3
22.R 1. 6. 1	5925	中澤 行博	南・清田区
23.R 1. 6. 1	5927	青山 武志	中・中央区1
24.R 1. 6. 1	5929	二本柳 孝彦	北・北区3
25.R 1. 6. 1	5930	堀江 純子	南・江別区
26.R 1. 6. 1	5931	亀田 裕介	中・中央区2
27.R 1. 6. 1	5933	相田 宗利	南・南区
28.R 1. 6. 1	5935	大友 駿	北・手稲区
29.R 1. 6. 1	5938	宮下 孝子	北・東区3

## ●退会しました

(退会年月日)	(会員番号)	(氏名)	(事務所)
1.H31. 2.13	1076	後平 邦彰	南・南区
2.H31. 3. 1	1024	長浦 幸郎	中・中央区南4
3.H31. 3. 6	5790	佐々木 洋平	東・白石区3
4.H31. 3. 7	4185	澤田 康則	東・白石区3
5.H31. 3.18 (死亡)	3609	下田 隆嗣	東・白石区1
6.H31. 3.19 (死亡)	4356	神谷 貞次	南・千歳区
7.H31. 3.26	5537	北條 隆彦	北・東区2
8.H31. 4. 3	5293	泉 正人	中・西区2
9.H31. 4. 8	1170	柳川 巖	南・恵庭区
10.H31. 4.22	5728	若狭 正樹	南・南区
11.R 1. 5. 8	4160	山形 恒平	北・手稲区
12.R 1. 5.21	4576	工藤 正幸	北・東区3

\* 令和元年6月27日現在の会員数 984名、法人16

## 編集後記

会報編集担当になって初めての会報でした。多くの会員の皆様にご満足頂ける会報を作っていきたいと思っています。こういった記事を書いて欲しいといったご意見やご感想がございましたら、お聞かせ頂ければと存じます。(高橋 花)

今号から会報に携わることになりました藤岡です。皆様よろしくお願いたします。編集作業は初めての経験で戸惑うことも多いですが、会員の皆様のお役に立てる会報づくりの一助になればと思っています。(藤岡利昭)

新しく編集に関わることになりました渡部です。まだまだ経験不足ですが、せっかくの機会ですので、少しでも自分の個性を出しつつ、編集に携わらせていただければと考えています。よろしくお願いたします。(渡部隆太)

行政書士6年目になって、初めての札幌支部理事となりました。監察広報部の担当となり、会報編集の仕組みや流れを一生懸命把握しているところです。会員の皆様に興味を持って頂ける会報作りに努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。(横内哲也)

研修、業務企画から離れ、今号から会報の編集を担当することになりました。新しいことを始めるというのは、いくつになっても期待と不安が縋り交ぜになるものですね。「愛される会報」「親しまれる会報」を作っていきたいです。(吉田 充)

## ● 網紀法務部からのメッセージ ●

ことわざに「人のふり見て我がふり直せ」とあります。札幌支部だよりNO152の8頁に「顧客からのトラブル防止対策」が掲載されていますので、今一度確認してください。

## 札幌支部だより 北海道行政書士会札幌支部 第153号 2019年7月31日発行

発行人 酒匂 桂子 編集責任者 越智 敦子 編集長 吉田 充

発行所 北海道行政書士会札幌支部  
札幌市中央区北1条西8丁目  
丸二羽柴ビル4F

TEL (011) 271-0773

FAX (011) 271-6126

gyoseisapporo@mti.biglobe.ne.jp

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリ—  
北広島市西の里507番地の1  
TEL (011) 375-2116

頒 価 500円 (送料込)

ホームページ <http://gyosei.s93.xrea.com>

ブログ <http://gyoseisapporo.blog113.fc2.com>

Facebook <https://www.facebook.com/gyosei.sapporo>